

## 地域密着型サービス独自加算算定に関する届出について

### 1 算定要件に該当する場合に提出する書類及び届出期限

#### (1) 独自加算算定時の届出

独自加算を算定する事業所は、下記の書類を提出してください。

- ① 地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書
- ② 小規模多機能型居宅介護 算定要件確認書

#### (2) 算定開始時の届出期限

**算定を開始したい月の前月の15日**(同日が土・日曜日・祝日の場合は、その翌営業日)。

※ 郵送の場合は**必着**。

### 2 独自加算算定事業所の報告書類及び届出期限

#### (1) 独自加算算定後の届出

独自加算を算定した事業所は、算定内容について報告書を提出することとします。報告書に添付する書類は、算定する加算により変わりますのでご注意ください。

また、独自加算を算定する事業所は、**毎年度報告書を提出**してください。

- ① 地域密着型サービスの独自報酬に関する報告書
- ② 独自加算1(I・II)報告書
- ③ 独自加算2報告書
- ④ 独自加算3報告書
- ⑤ 利用者一覧

※ 算定している加算により、①の報告書に加えて②～⑤を提出してください。

#### (2) 報告書の届出期限

算定した**次年度の5月末**。(年度途中で取り下げた場合も同様とします。)

報告書は、毎年算定している事業所は、毎年届け出が必要であるため注意してください。

(例)新規に届け出た場合の報告書提出時期

2023年11月1日から算定。 ⇒ 報告書を2024年5月末まで。

2024年2月7日から算定。 ⇒ 報告書を2024年5月末まで。

※ 2024年度も継続して算定する場合は、2025年5月末までに  
2024年度分の報告書を提出する。

### 3 独自加算算定事業所の取下げ書類及び届出期限

#### (1) 加算取下げの届出

加算を取下げる又は、独自加算を算定できなくなった事業所は、下記の書類を提出してください。

- ① 地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書

※ 独自加算については、取り下げる加算以外も記載してください。

#### (2) 加算取下げの届出時期

加算を算定できなくなった又は、取り下げる事が決まったら、「**速やかに**」その旨を届け出てください。

#### 4 独自加算算定に係る留意事項

- (1) 登録者等には、独自加算の設定により利用者負担額が変更になることを説明してください。
- (2) 独自加算は、給付限度額内となるため、適切に給付管理してください。
- (3) 月途中で登録した利用者については、翌月から算定してください。
- (4) 地域との交流を評価するため、町会・自治会への加入については、住民等を通じて加入してください。
- (5) ピーポくんの家(こども110番)の登録については、事業所所在地の小学校の副校長に問い合わせてください。
- (6) 要支援者については、独自加算の対象外となります。
- (7) 不明な点については、独自加算のQ&Aを確認してください。

#### 5 独自加算の算定要件

- (1) 独自加算1(Ⅰ) 200単位(全登録者) 設定サービス : 小規模多機能型居宅介護  
週に1回2時間以上、専ら機能訓練にあたる職員(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の配置又は連携により、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成及びこれに基づいたサービスを行っている事業所を評価する。  
※ 併設等住所地特例施設入居者は除く。
- (2) 独自加算1(Ⅱ) 200単位(全登録者) 設定サービス : 小規模多機能型居宅介護  
独自加算1(Ⅰ)を算定している事業所で、前6か月に介護度が改善した利用者が1名以上、かつ全利用者のうち介護度が改善又は維持した利用者の割合が75%を超える場合に加算する。  
※ 併設等住所地特例施設入居者は除く。
- (3) 独自加算2 300単位(対象者のみ) 設定サービス : 小規模多機能型居宅介護  
以下のいずれかに該当する利用者について、所定単位数を加算する。  
※ 併設等住所地特例施設入居者は除く。
  - ① 要介護状態区分が要介護1である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの。  
※ 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとする。
  - ② 独自加算1(Ⅰ)を算定している事業所の利用者で介護度が改善した利用者。  
※ 改善後6か月を最長とする。
- (4) 独自加算3 300単位(全登録者) 設定サービス : (看護)小規模多機能型居宅介護  
以下のいずれにも該当する事業所に所定単位数を加算する。  
※ 併設等住所地特例施設入居者は除く。
  - ① 算定月の月末において、「地域の町会・自治会に加入」及び「ピーポくんの家(こども110番)に登録」している。
  - ② 地域の住民(登録者を除く。)と交流するための取組みを行っていること。